

前回の電波利用料の見直しに係る論点

参考2

		肯定的な意見	否定的な意見	研究会の考え方	措置
用途拡大について		<ul style="list-style-type: none"> ・違法電波を発する機器の製品流通の監視及び取締り等にも支出を認めるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発費への支出については一定の支出額内の電波監理に関係するものに限定すべき。 ・研究開発費への支出については電波利用の共益的な範囲に留めるべき。 	電波利用料の用途については、無限定に拡大すべきではなく、電波有効利用の促進に資する範囲とし、一定の歯止めを設けることが適当。	法改正において号事務として規定
負担について	放送局の電波利用料引き上げ	<p><u>放送局における公益性の配慮不要</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・放送局による非常災害時の緊急情報提供などは、良識のある企業として当然の行為であり、電波利用料の減免の理由とはならない。 <p><u>電波の経済的価値を反映した部分的な見直しが必要</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話事業、放送事業者等の営利事業については、電波の経済的価値を反映した電波使用の対価を徴収すべき。 	<p><u>用途等を勘案すべき</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・放送局は、国民が非常災害情報を知る上で欠かせないライフラインとして、また表現の自由の確保等の役割を果たす等高い公益性を有することについて配慮が必要。 ・放送局の電波利用料は、アナログ周波数変更対策業務実施に伴い、既に大幅に引き上げられており、また、規模の小さい地方局もデジタル化のための投資を行う必要があることに配慮が必要。 	-	-
	国等の無線局からの電波利用料の徴収	<p><u>免許人間の公平性の確保の必要性</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国及び地方公共団体の開設する無線局についても、電波監視や総合無線局監視システム等による利益を受けている以上、他の無線局免許人との公平性を確保する観点から、その受益の程度に応じた負担をすべき。 <p><u>電波利用に係る費用の顕在化の必要性</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の無線局については、電波利用料を徴収するとしても、徴収する電波利用料は国庫から支出されるため、資金が国庫の中で循環しているに過ぎず実益が無い（国庫循環の問題）との指摘もあるが、徴収を行うことにより公共機関の電波利用に係る費用が可視化、顕在化されることで、コスト削減と電波有効利用へのインセンティブが働くことになる。 	<p><u>特定措置は継続すべき</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、電波利用料の徴収が免除されている消防・救急無線については、専ら住民の生命、身体、財産の保護のための消防・救急活動に使用するために、市町村において設置されているものであり極めて高い公共性を有している。さらに、緊急消防援助隊が充実化されるなど、大規模災害時の消防救急活動における消防・救急無線の重要性はますます増大していることから、消防が使用する無線通信については、現行どおり、電波利用料徴収の適用除外とすべきである。また、消防用の無線についてもデジタル化への移行といった電波の有効利用へ向けた努力がなされている。 <p><u>電波利用が公共サービス提供のための手段であることを考慮すべき</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察、消防等による電波利用は、営利目的の通信事業等のように電波の利用そのものをサービスとして提供するものとは異なり、警察サービス、消防サービス等の公共サービスを提供するために必要な手段として電波を利用するものであることを考慮すべきである。 	電波の有効利用努力を充分に行っている場合を除き、原則、国等の無線局についても電波利用料徴収の制度化を図ることが適当。	電波利用ホームページにおいて情報を公開
	免許不要局から電波利用料の徴収	<p><u>徴収の対象とすべき</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、無線LAN等のサービスが普及・拡大していくことを考慮すると、全ての電波利用者間での公平性を担保するという観点から、電波監視等からの受益の程度に応じて徴収すべき。ただし、徴収する場合であっても、徴収方法は現行の無線局とは異なる方法を検討する必要がある。 	<p><u>低出力どおり非徴収とすべき</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・免許不要局は、発する電波が低出力で伝播範囲も小さく、電波の適正利用に大きな混乱を生じさせる恐れがほとんどない。 <p><u>ユーザーの特定が困難</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・免許不要であるがために、不特定多数のユーザーが免許を要しない無線局を利用しており、電波利用料を徴収するにもユーザーの特定が困難である。また、仮にユーザーを特定できたとしても、徴収にかかるコストが大きくなってしまう。 <p><u>品質が保証されない周波数帯であることを考慮すべき</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の免許不要局の代表例である小電力無線LANが使用している2.4GHz帯は、識別信号無しに電磁波を放射する電子レンジやISM機器等が混在する、いわば「保護されないバンド」である。このように、周波数帯の品質が保証されず、周波数帯に対する排他的権利も有していないことを考えると徴収は適当ではない。 <p><u>国際的な整合性への考慮が必要</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・諸外国においても無線LAN等については電波利用料を徴収していないことから、外国との整合性についても勘案すべき。 	免許不要局の電波の利用形態に即して徴収の適否についての検討が必要。	-

	肯定的な意見	否定的な意見	総務省の考え方	措置
	<p>電波利用者間の負担の公平性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行制度における課題として、特に、携帯電話端末の急激な増加により、電波利用料制度導入時とは大きく状況が異なったため、電波利用料徴収に係る受益と負担のバランスが大きく崩れてきており、免許人間で負担に対する不公平感が増大している。こうした不公平を是正するような仕組みが必要。 	<p>電波利用共益費用としての性格の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波利用料に電波使用の対価としての性格を持たせることについては、電波利用共益費用の負担という現行制度の趣旨と大きく異なることとなるため適当でない。 		-
	<p>電波有効利用へのインセンティブ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の電波利用料制度においては、例えば移動通信のハーフレート化、マイクロセル化等によって電波利用の効率化を図った場合、かえって課金単位となる無線局数が増えることによって電波利用料の負担が大きくなってしまつとといったように、電波有効利用へのインセンティブが働かないという問題点があり、有効利用へのインセンティブを働かす仕組みの構築が必要。 	<p>他の施策の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波有効利用へのインセンティブ付与は、電波利用状況の調査・公表に基づく再配分計画の策定や免許付与時における審査等、電波利用料以外の制度、施策の中で検討することが適当 		
<p>制度の見直しについて</p> <p>料額（算定方法）を見直し</p>	<p>電波の経済的価値を勘案した価格設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の電波利用料制度においては、電波使用の対価は徴収されていないが、電波使用の対価を徴収することにより、電波の有効利用へのインセンティブが付与され、より効率的に電波を利用できる電波ユーザーへの代替が促される。その結果として、非効率的利用者の自発的退出が促されるほか、既存の免許人と潜在的な免許人の間に競争が生まれることにより、新規の電波利用技術の開発が促進され、より優れたビジネスモデルを有する者の新規参入が一層促進される等、長期的に国民経済にも非常に大きなプラスの影響を与えることが期待される。 ・電波利用料の算定方法は従来どおり電波監視等の電波利用共益事務による受益に応じて負担すべきであるが、例えば、より多くの電波を利用している場合は、電波監視から受ける恩恵も大きいと考えられるとの観点から、現行の算定方法に、帯域幅、出力等の電波の量的要素を組み込むことも考えられる。 ・電波有効利用インセンティブを働かせるために、電波使用の対価、電波の経済的価値に基づいた料金を徴収することとした場合、望ましい料額として、それぞれの周波数帯に対する需要が、その周波数帯の供給量に一致するような、「均衡使用料（均衡価格）」に設定されることが、もっとも市場効率的で望ましい。現実的には、市場での価格設定が難しい場合であっても、管理者（政府）が需要水準を勘案して価格を調節することによって、近似的に「均衡使用料（均衡価格）」の実現が可能である。 ・電波有効利用のインセンティブを働かすため、現行の無線局数を基準とした算定方式から、占用する帯域幅、空中線電力等を考慮した算定方法の検討が望ましい。 ・電波の需要の高い帯域を使用している場合は一定の割増率を乗することや利用状況調査に基づく電波有効利用の程度の評価を料額に反映させることを検討すべき。 	<p>多様な算定要素の勘案の困難性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の算定方法では、コストと料額の関係が簡明で、わかり易く、合理的であり評価できる。 ・電波使用の対価を徴収することとした場合、多様な算定要素を取り入れた上で、合理的な算定方法を確立することは困難ではないかとの懸念。 ・電波利用共益費用を負担するという電波利用料の性格に照らせば、収益性は勘案すべきではなく、同様に、電波の需要の程度についても、電波利用共益費用に大きく影響を与えるものではないであろうことから勘案することは適当ではない。 <p>既得権益化の懸念</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波利用料に電波使用の対価としての性格を持たせることになると、対価を支払った免許人による電波利用が既得権益化するおそれがある。 	<p>現行の電波利用共益費用としての性格を維持しつつ、電波の経済的価値を勘案した概念を導入し、両者の長所を取り入れつつ、調和統合を図ることが適当。</p>	<p>電波利用社会発展のために戦略的に取り組むべき施策と位置付け、電波の経済的価値に係る諸要素を勘案した算定方法（a群）、電波監視や無線局データベースの運用費用などの恒常的な業務に係る費用の算定方法（b群）に分けて設定。</p>